

県立五條高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成30年7月20日

奈良県立五條高等学校

1 基本方針

いじめは重大な人権問題であり、決して許されない行為である。しかし、「いじめほどの学校でも、どの子どもにも起こり得るもの」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。いじめ事象発生時に適切に対応するための指導体制を構築し、いじめ防止を包括的に推進する。

2 いじめ防止のための指導体制

いじめ防止及び早期発見に関する取組を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、年間計画を策定するとともに、その取組について検証するなどして取組の充実を図る。また、いじめ事象発生時には、「いじめ問題対策委員会」を開催し、適切な対応策を協議する。

(1) 「いじめ防止委員会」は、次により構成する。

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、各学年主任、教育相談係チーフ

(2) 「いじめ問題対策委員会」は、次により構成する。

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、教育相談係チーフ、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任・副担任、関係部活動顧問、（スクールカウンセラー）

3 未然防止及び早期発見のための指導計画

未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止に関わる年間計画を作成する。

※年間計画

月	職員対象	未然防止の取組	早期発見の取組	ケア
4		<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部長訓話 人権HR 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校訪問による情報収集 担任との個別面談 	教育相談
5	職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> 育友会総会での啓発 人権（なかまづくり）HR 生活アンケート（生徒） インターネットの扱いについて（講演） 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果による聞き取り 	教育相談 いじめ防止委員会
6		<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート 保護者への啓發文 生活安全講話（薬物乱用防止） 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果による聞き取り 中高連絡会による情報収集 	教育相談 （いじめ問題対策委員会）
7		<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査（生徒） 保護者への啓發文 生徒指導部長訓話 		教育相談
8	職員研修会		<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果報告 	教育相談

9			・個別面談	教育相談
10		・人権映画会	・中高連絡会による情報収集	教育相談
11	職員研修会	・人権HR ・「命の大切さを学ぶ教室」講演会		教育相談
12		・アンケート調査(生徒・保護者) ・生徒指導部長講話	・アンケート結果による聞き取り	教育相談 (いじめ問題対策委員会)
1		・人権HR	・アンケート結果報告	教育相談
2		・人権HR		教育相談
3		・生徒指導部長訓話 ・合格者説明会にて啓発		教育相談

※1 職員研修会：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※2 保護者会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。

4 いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速に解決に向けた組織的対応を行う。

《組織的対応の流れ》

いじめ事象の認知（事実確認・情報収集）担任・副担任・学年主任・部活動顧問等

→ 《報告》 → 校長・教頭・生徒指導部長 ※内容により県教育委員会へ報告

→ 「いじめ問題対策委員会」の招集（状況把握・指導方針・役割分担）

※必要に応じて警察等の関係機関へ相談 五條警察署生活安全課 0747-23-0110

→ 職員会議の招集（事象内容・指導方針・役割分担を全職員で共通理解）

→ 具体的な指導・支援

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などをいう。事象を認知した場合、速やかに、県教育委員会に報告するとともに、24時間以内に「いじめ問題対策委員会」を招集し、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(2) 組織的対応の具体内容

① いじめ事象の認知

日常の観察・アンケート・教育相談・個人面談・生徒からの訴え・情報提供等による。

② 正確な事実確認・情報収集・報告

情報を得た教職員 → 当該生徒の担任・学年主任等 → 生徒指導部長・教頭 → 校長 → 県教育委員会生徒指導支援室生徒指導係 0742-27-5435 保護者へは、事実確認をした後連絡する。

③ 「いじめ問題対策委員会」の招集（24時間以内に対応、状況把握・指導方針・役割分担）

- ア 情報を得た教職員から報告を受け、委員会で共通理解。
- イ 調査方針及び分担を決定。
- ウ 事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
- エ 複数の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握、委員会へ報告。
- オ 指導方針を決定し、指導体制を編成。

④ 職員会議の招集

- ア 事象内容、指導方針、役割分担を全職員で共通理解を図る。
- イ 協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む。

⑤ 具体的な指導・支援

- ア 被害者への支援…どんなことがあろうと守り抜くことを約束、被害状況の確認、カウンセリングの必要性等。
- イ 加害者への指導…決して許されない行為であるという意識付け、被害者の心の痛みを知らせる、カウンセリングの必要性等。
- ウ 観衆・傍観者への指導・支援…被害者の心の痛みを伝え観衆・傍観者も加害者であるという意識付け。

(3) 解決後の取組

- ① いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ② カウンセラー等の活用も含め、心のケアを行う。

(4) その他

事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

6 その他

地域と共にある学校づくりを推進している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者や地域と連携して取り組む必要があるため、本方針については、学校のホームページなどで公開し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

※1 チェックリスト

1	朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていない者が多い。
2	天井や掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
3	教室のゴミ箱にごみがあふれている。
4	特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。
5	グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
6	班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けないう雰囲気がある。
7	些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
8	特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
9	クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
10	授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。
いじめられている生徒	
11	休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
12	一人であることが多い。
13	遅刻・欠席・早退が多くなっている。
14	体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
15	他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
16	いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
17	いじめアンケートを提出しない。
18	教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしなない。
19	持ち物や机に落書きをされる。
20	靴箱のくつ（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠される。
21	持ち物が隠されたり、壊されたりする。
22	弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
23	発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
24	ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
25	服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
26	手足に傷やあざがある。
27	毎日、必要以上のお金を持ってくる。
28	部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
29	他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
30	ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。
いじめている生徒	
31	教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
32	教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
33	グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
34	特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
35	活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

※3 個人別生活カード

- ① 記入者（主として担任）は、いじめ事象または不登校生徒の記録、特別支援を要する生徒の記録等に関して、必要に応じて個人別生活カードを作成する。以下、カードと称する。
- ② 被害にあった生徒の立場から、いつ、どこで、誰が、どのようなことが発生したのか、また、その事象に対してどのような対応を行ったのかを、時系列で記録をし、適宜、学年主任、副担任、人権教育部長、生徒指導部長に報告する。学年主任、副担任、生徒指導部長は、カード上に確認日と署名をする。
- ③ 生徒指導部長は、そのカードの内容を確認し、定期的に管理職に報告し、加筆、修正等を施したのち、関係者の捺印を受け保管する。なお、保存期間は、当該生徒が卒業、退学及び転学した日から3年を経過するまでとし、その後、速やかに廃棄するものとする。

個人別生活カード →
A 4 縦型

表紙
↓

取扱注意

H25	1/18	月	1/16 実施したアンケート調査から、クラス内においていじめられているということがわかってきた。	・放課後、担任は、カウンセラー室で本人から事情を聴取した。 ・担任は、事象内容を学年主任、生徒指導部長に報告した。 ・生徒指導部長は、校長、両教頭に報告。	
	1/19	火		・学年主任・担任は放課後、関係生徒から事情確認 ・担任、学年主任は当該生徒を家庭訪問し、事象の説明を行う・・・	
				記入者 学年主任 生徒指導部長 五條	1/20 教頭 校長

取扱注意

平成 30 年 3 月 31 日 まで保存
(卒業後 3 年間保存、その後速やかに破棄)

学校名	入学年度	氏名
奈良県立五條高等学校	平成 25 年度 入学 ・ 転入学	ふりがな ごじょうはるこ 五條春子

年次	ルーム	番号	担任氏名	カードNo.
1	H	8	岡 町子	～
2				～
3				～
4				～